

第 2 回伊野町・吾北村・本川村合併協議会 議員定数等小委員会会議録

【日 時】 平成 1 5 年 4 月 9 日（水） 午後 2 時～午後 3 時 4 6 分

【場 所】 吾北村中央公民館 2 階大ホール

【出席者】

小委員会委員

	伊野町	吾北村	本川村
議長	畑山 博行	黒石 利武	和田 公靖
議会	井上 敏雄	筒井 鷹雄	川村 茂
	浜田 孝介	伊藤 隆茂	伊東 尚毅
	土居 豊栄	筒井 幹夫	中平由美子
学識経験者	西川かず子	細川 治雄	曾我部義晴

幹事会

欠席(岡林正憲)	筒井 正典	松本 健市
----------	-------	-------

事務局

本山 博文	氏原 憲明	別役 理佳
土居内淳一	天野 里香	北川 博章
上田 太久	津野 加奈	

傍聴人 1 1 人（うち報道関係者 1 人）

【 1 開会 午後 2 時】

事務局長：第 2 回議員定数等検討小委員会の開催を宣告。

【 2 委員長あいさつ】

委員長：開催のお礼を申し述べる。きわめて重要な会になるので、熱心にご協議いただき実のある会としていきたい旨、申し述べあいさつを終わる。

【 3 会議録署名委員の指名】

委員長：会議録署名委員の指名を行う。

伊野町井上敏雄委員、本川村曾我部義晴委員を指名。

【 4 議 題】

委員長：本日の出席委員は、全員出席で、小委員会設置規程第 5 条第 2 項の規定により委員会が成立していることを宣言。

委員長：議題に移る。

2 月 2 8 日に開催された第 1 回小委員会において、各町村の議会運営委員会などの意見も踏まえて議論をすることとなっていたので、各町村議会での協議結果について報告を求める。

畑山副委員長（伊野町）：3 月 6 日に議員協議会を開催し、「第 1 回目の選挙に限って、小選挙区制をとる」ということが決まっていることについて報告。

その後で、合併特別委員会を開催しているので、その協議内容については特別委員長である土居委員から報告させていただく。

土居委員（伊野町）：4 月 3 日に市町村合併問題調査特別委員会を開催し、任期と定員について、話し合われたことを報告する。

任期については、在任特例を使った 2 年間でフルに行き通すという意見、原則は在任特例を行き通さないが、やむを得ず必要がある場合は、最低最小限度内の特例を行き通すという意見、これには、新町が設立される平成 1 6 年 1 0 月 1 日以降 1 2 月議会又は、3 月議会という意見も出ていた。在任特例は行使せずに、対等合併であるので、1 0 月 1 日全員失職する訳なので、合併後 5 0 日以内に設置選挙を行う。の 3 通りの意見があった。

定数については、選挙区を設けるという前提に立った場合、本川 2 名、吾北 5 名、伊野 1 9 名、合計 2 6 名の案、本川 2 名、吾北 6 名、伊野 1 8 名、合計 2 6 名の、2 通りの案を報告し、特別委員会の集約された主な意見の報告を終わる。

黒石委員長（吾北村）：3 月 2 6 日に議員協議会を開催し、その検討結果について報告する。

大半が、在任特例で行こうという方向であった。一部、選挙すべきであるという意見もあった。

従って、今回については、選挙区、定数については踏み込んだ方向性としては、意思統一には至っていない。

和田副委員長（本川村）：今までの協議の中では、ほぼ全員、2 年以内の在任特例とい

うことで結論は出ているが、再検討の余地ありということで、本日の会の協議結果を踏まえて、明日、再検討する予定である。

選挙区については、本川村では結論が出ていないので、本日の会の協議結果を踏まえて、明日、協議し全員の意見を聞きたい。

委員長：それぞれの町村の報告事項を踏まえて、議員の定数及び任期、選挙区に関して、関連するので一緒に協議を行う。

意見はないか問う。

川村委員（本川村）：議長の方から報告のあった、在任特例を使ってという方向に賛成はしているが、吾北村、伊野町の住民の方の意見も聞かせていただき、厳しい意見も聞いた。

対等合併であるゆえに、定数についても対等であるべきと思う。特に、吾北村の場合には欠員1名となっているので、そういったことも踏まえて、もう少し中に入って協議をしていったらどうかと思う。

筒井（幹）委員（吾北村）：聞き漏らしていたら申し訳ないが、伊野町の場合在任特例という意見はなかったか。

土居委員：申し合わされた3点のうち、一番最初に在任特例をフルに行使するという意見もあった。

伊藤委員（吾北村）：吾北村は、議長の方から在任特例ということで報告もあったが、全員の協議会を開いた中で、本川村も伊野町も最近に選挙を実施しており、10月に新町で選挙を行うということになると問題になってきやしないかという懸念もあり、そういった点も踏まえたうえで、吾北村議会議員は10月15日で任期が切れるので、在任特例で行けば他の町村の方々の賛同が得られるのではないかとということも話し合いの中で出てきた。

これは、あくまでも申し合わせであって、本日の会の協議結果をもって、新町で設置選挙ということも余地はある。吾北村の任期問題等も踏まえての検討協議を今後していかないとここでは即答できないと思う。

西川委員（伊野町）：議員の皆さんは、ご自分の身分の問題もあり、住民の代表者でもあるので慎重な議論はされたと思うが、合併の意義とか目的を、住民サイドにわたって、非常に慎重に審議をしていただきたいと思う。

特別職が10月1日をもって解職ということに決定をすると、議員さん自ら姿勢も正していただき、新町の住民に対して自分のきちとした方針、公約をされて選挙をしていただくのが、一番理想であり公平ではないかと思う。

そういう意味を含め住民の皆様にも、今の趣旨をよく聴いていただきたいと思っている。

第1回目の小委員会の時にも、己を正すという意味からも、小委員会の委員には議員よりも住民代表が多く選出されるべきではないかという意見もあったように思う。3人の住民代表の意見もよく聞き、何回も委員会を開催し、過ちのない決定を望む。

細川委員（吾北村）：それぞれの協議結果報告では、それぞれが在任特例を視野においた意見が主流であったように受け止めた。

対等合併であるということはすでに住民に徹底はされている。しかし、住民の中には新しい町になったときに、住民の声をどう反映させてくれるか、どう拾い上げて

くれるかという心配もある。特に吾北、本川には、議員を通じて住民の声を行政に届けていくという慣習もあるように思う。

そういう意味から、合併後、新しい町に慣れ親しむまでは、在任特例を行使し意見を反映させていく方が住民の皆さんは安心できるのではないかと考える。

今回の合併へ至るまでのプロセスを振り返ってみても、住民の中では、議員さんが良い方に導いてくださいという意見も相当あった。そういう意味では議員に対する期待は非常に大きいものがあるというふうに受け取った。

私の意見としては、慣れ親しむまでは2年以内の在任特例を希望する。

筒井（幹）委員：個人的な意見で伊野町に質問したい。

定員を割り振っていたが、これはおそらく人口比例に基づいての人数割りではないかと思う。

しかし、本川、吾北は人口が少ないが面積は非常に広く、広いところに住民が点在しているのが現状。そういうことを考えた場合、せめて合併後2年ぐらいは対等に議員をおくべきではなかろうかと思う。そうすることによって、住民も合併に対する安心度というものも増しはしないかと考える。

そういう意見を持ち帰って伝えてほしい。

土居委員：任意協議会の段階で協議された法定定数の26名を基本とした場合、人口比でいくと伊野町は22名となる。しかし、今回の合併は対等合併であって、やはり同じ立場でそれぞれの地域の方々を尊重しようという議員全員の意見で、人口比を活用ということではなしに少数地域の住民の方々を尊重させていただいた、そういう立場で、この定数は案として出させていただいたわけで、人口比を活用したのではないということをご理解願いたい。

川村委員：合併をする前提には、国の財政危機を背景に、市町村の自己決定をして削減をしていくという時期であるから、試算に基づいての人数的な割合も結果的に出たと思うが、私は、西川委員の意見も大切であると思う。やはり、住民の意見というのは、首長も10月で失職するのであるから、当然議員も襟を正して出るべきだという意見も聞いたし、私もベターであると考える。

そういったなかで細川委員のいわれる在任期間という特例があるので、選挙区を作り4年間見ていける状況がある訳なので、それにあたっては対等という意見では、全て吾北も本川も伊野も半分という意見もあり、そういった点で改革をしていかなければ、町村合併のメリットは出てこないのではないかと考える。

筒井（鷹）委員（吾北村）：西川委員の言われたとおり、議員定数、選挙区の設定について議員多数で決定することは、我々議員の自分自身の身分を決める訳なので、住民にしても在任特例を使うか、あるいは選挙をするか賛否両論がある。

吾北の場合は、合併するしないにかかわらず10月15日が任期なので選挙をしなければならぬが、伊野町、本川村にしてみれば選挙して2年目ということで心情を察しなければならぬと思う。今一度、住民の意見も聞いてやらねばならぬとつくづく思っている。

浜田委員（伊野町）：伊野町の場合、任期については3通りに分かれているが、私自身の考え方を述べさせていただく。基本は合併の趣旨、目的に合致した方向でいろいろなことを検討し、決定していくべきであると考え。端的に言えばスリム化を図って、合理化、効率化をする。優秀な人材を活用できるということ。それに基づい

て地方分権にそった地方の時代を構築していこうと、もちろん財政的にも効率化を図っていこうと、これが目的である。

したがって、私は、任期についても原則としては合併後50日以内に選挙をするというのが基本ではなかろうかと考える。しかし、合併という大きな事業をそれぞれの市町村が成し遂げる訳なので、実際スタートした後どうなったかということを見守る期間も必要であると考え。その期間がどれだけが妥当かはもっと検討するにしても、そうすることが住民の負託に応えることになると考え。原則は原則として、それとは別に特例を活用して一定期間見守って住民の負託に応じていくということを選ぶべきでなかろうかということ伊野町の中で主張した。

具体的に合理的な一定の期間としては、新年度の予算を作成してそれを執行するまで(半年くらい)と考える。

定員についても、合併の趣旨に則り考えると、原則として26名以内が妥当と考える。特別職が退任するので議員としてもその姿勢に沿わなければいけないとかいう論理もあると思うが、合併の趣旨、目的に合致したそういう考え方をとれば、最大26人以内ということが合併後の妥当な姿ではないかというふうに考える。

選挙区制については、伊野町は早い時期から3つの区で1回目の選挙はやっていこうと、それが本来あるべき姿であると考え。これは、ほぼ全員意見の一致を見ている。

井上委員(伊野町):伊野町の特別委員会に入っていないので個人の考えを発言させていただく。浜田委員の意見のとおり、任期の特例の期間は3月の予算の編成後という考えを持っている。選挙区については小選挙区制。定数については26人という考え方を持っている。

対等合併だから平等制ということもいわれているが、そうすると人口の議員数の考え方が、面積の議員数の考え方があろうかと思うが、一番公平という考え方からいけば、係数をかければ伊野が13人、吾北が7人、本川が6人、計26人ということになるかと思う。人口全てに関係なく平等な計算をすれば、そういう結果になる。これでは伊野町とすれば人口割りにすればちょっと苦しいなということで、本川5、吾北6、伊野15で計26人という個人の考え方をしている。

細川委員:2年以内の在任特例を行使するという発言をしたが、自分の思いとしては予算編成を2回はした方が望ましいと考える。目的ということについては理解をしているつもりだが、合併によって合理性を追求する体制づくりができるということがまずメリットであると考え。新町の町民に理解を得られるところはよいとして、あまりにも強引にいくと町民の合併に対する不安、不信も生じるのではなかろうかというふな思いがある。

いつでも合理化できるよという体制作りができて、それから先にそれぞれの待遇を見ながら、定数の問題にしても26名が多ければ新しい議員の皆さんにお考えいただくとか、それぞれの局面で合理化していく、いわゆる経費を節減していくルールが敷かれるわけなので、そういうことから考えて、在任特例も2年以内で2回ぐらいの予算編成を現在の議員でもらう方が全体の町民に理解を得られるのではないだろうかというふうな思いであることを補足する。

中平委員(本川村):本川村では、在任特例を行使することにほぼ一致している。

定員については、本川村の場合面積が広く、住民が点在している現状から井上委員

の案ぐらいの人数であれば住民の声は届くと考える。

また、細川委員のおっしゃるとおり2回ぐらいの予算編成は必要と考える。

曾我部委員：合併の期日が10月1日から延期されたときの吾北村議会議員の任期等について心配していたが、在任特例を適用することになれば心配はないと考える。

選挙区で選挙をする場合の議員の定数については、公職選挙法施行令第9条の人口に比例しないで定めることができるという規定により自分なりに試算をすると伊野町12、吾北村8、本川村6という数が出る。しかし、住民の人数で議員一人あたりの住民数を算出すると伊野町2051人、吾北村419人、本川村126人というふうになる。公職選挙法の解釈の仕方だが、これが果たして適当かどうか、バランスがとれないように考える。

委員長：国選で言う1票の格差の判断と、することができるという特別な事情、この件について事務局の説明を求める。

事務局長：その件については、縷々調査をしたが、1票の格差について裁判によって確定をされるのは、選挙民がその時点の判断により告訴するという形になってくるので、今の段階でそれが違法に近いのかどうかという判断はできないという判断になった。

その面も踏まえて、公職選挙法なりでは市町村の実情によって判断をするべきではないかということなので、皆さんの協議によって決定せざるを得ないだろうと理解している旨、説明。

曾我部委員：特別の事情があるときは、概ね人口を基準とし地域間の均衡を考慮して定めることができると、この解釈について説明を求める。

事務局長：公職選挙法第9条第8項の解釈のことであろうかと考えるが、前段では人口に比例して条例で定めなければならないと明記をされている。ただし書きの点で、町村合併等いろんな事情によって面積が広大になるとかを勘案をして地域間の均衡を考慮して、人口に比例しないで定めることもできるし、人口に比例して定めることもできるという部分の、ただし書きの部分が、今回の場合、合併という大きなことの理由の一つであろうと考えており、それ以外にただし書きの要点を満たすものはないと解釈している。

曾我部委員：そうすると、先ほどの伊野町の特別委員長の言われた定数の算出根拠はそれに基づき算出されていると解釈してよいか。考慮してという考えのもとでの発言ではなかったかと思うがどうか。

土居委員：伊野町議会の原則は、合併特別委員会の案に基づいて、全議員による議員協議会に報告し、そこで伊野町議会としての意向をまとめることになっている。第2回特別委員会の開催は4月3日だったので、これに基づいた議員協議会は開催されていない。参考までに特別委員会での協議事項を申し上げたので、私案ぐらいの認識で本日の会議の資料に持参したわけである。

個人的な意見を言えば、定員の件については、民主主義の原則は主権在民であるので当然人口比が原則であって、これを尊ぶべきではないかとも思うが、合併という特別事情が発生したわけなので、初回に限り各地域の特別事情を勘案して、最初の選挙区並びに定員数を定めるべきではないかと考える。

民意を反映するとした時に、住民の感覚でいくと西川委員が言われたように在任特例は行使すべきでないという点、そして、任意協議会で申し合わされた26名は多

い、このような意見が住民の意向としては強いことも十分承知をしている。

この小委員会で案を練り、40名全員の法定協議会の場において最終決定されるものだと認識しているので、あくまでも一つの案という形で伊野町議会の意見を反映させてもらっている点理解を願う。

事務局長：補足説明を行う。

在任特例とは、設置選挙を行わずに、2年以内に限り今の議員がそのまま移行できるという特例。現在の議員数41人で、2年間を超えない範囲でそのままいくが、次の一般選挙をやる時には、26人以下の人数で人口に比例する場合の選挙区を設けることができるということ。

定数特例と原則は、10月1日から50日以内に選挙をするというやり方。

土居内班長：選挙区を設けて人口に比例しない定数を定める場合については、設置選挙のみとなっている。

このため在任特例を選択した場合には、設置選挙がないので第1回目の選挙で選挙区を定めても人口に比例をした定数でしか定めることができない。

定数特例、原則で選挙区を設けた場合は、設置選挙の時のみ人口に比例をしないで定数を定めることができることになる。

しかし、4年後の2回目の選挙からは、人口に比例をした選挙区の設定ということになる。これは行政実例の中でそういうふうな解釈をされている。

浜田委員：選挙区特例は、合併時の選挙に限り適用されるということか確認したい。

土居内班長：選挙区の設定については、合併という事情がある場合は最初の選挙以降についても小選挙区は設定できる。選挙区制は引き続き設けることが必要と認めて条例に定める限りにおいては可能である。

ただし、選挙区を設けた場合の定数については人口に比例をするのかしないのかという部分については、人口に比例をしないで定めることができるのは設置選挙を行う場合のみというふうになっているので、在任特例を利用した場合には、そういった適用にはならないということになる。

委員長：小休憩する旨宣告。

【休憩 午後3時7分～午後3時23分】

委員長：再開を宣告。

事務局次長：在任特例と定数特例について、図示により再度、説明。

委員長：事務局からの説明について質問はないか問う。

井上委員：選挙区を設けた場合、2回目の選挙の時は人口に比例して定数を決めるということで、住所を別の選挙区へ移してそこから出るということもできるか。

筒井幹事(吾北村)：選挙区を設定した場合は、その選挙区に住民票がないといけない。

本川の人が伊野に移ったら、そこに住民票があれば、伊野から立候補するということになる。3ヶ月というのは選挙権であるので、1ヶ月しか経ってなかったら立候補はできるが選挙はできないという状況になる。

委員長：在任特例を適用するかしないか、使うのであれば定数については現時点での協議の必要性がなくなる。

在任特例を適用せずに設置選挙をやるということになれば、どちらの選挙にしても

選挙区を設定する場合は、定数の協議が必要である。

いろいろな意見が出た中で、在任特例を適用するという意見と、人口に比例しない設置選挙をするべきだという意見の2つが主であったと理解している。

この当たりをもう少し整理しないと会議の進め方が難しいが、今ここで結論を出すこともどうかと思うが、この2つに限って、皆様のご意見を伺いたい。

伊藤委員：再度、各町村に持ち帰り各議会で協議してはどうかと考える。

川村委員：反発するわけではないが、例えば設置選挙をする場合には異議はないが、在任特例を適用する場合には、吾北村議会に1名欠員があるので対等という話にはならないのではないかと考える。

細川委員：再度持ち帰りということになったが、この場では、在任特例の適用というのが各町村から出ているので、その方向性を確認のうえで各町村に持ち帰ってはどうかと考える。

浜田委員：在任特例を適用するということが大方の意見であったと思うが、住民への説明責任もあるので、原則と違った特例を適用するということの論拠をはっきりさせておくべきであると考えます。

委員長：他にご意見がないようであれば、今回の小委員会は意見の集約はできなかったと、在任特例を適用するか、設置選挙をするかの意見が主体であった。それを各委員が各議会に持ち帰って検討して、再度小委員会を開くということで異議ないか諮る。

(異議なしの声多数)

委員長：異議がないようなので、そのようをお願いしたい。

今後のスケジュールについて、事務局に説明を求める。

事務局長：大変重要な問題なので、前回協議会で諮問をいただいているのが6月の協議会において答申をいただいて協議をしたいということになっているので、できるなら今月うちにもう1回小委員会を開催していただけたらありがたいと考えている。どちらを適用するにしても、今後、新町においての申し合わせ事項等、議会運営のすり合わせについては、事務局段階で作業を進めさせていただければありがたいというふうに考えているがいかがか問う。

委員長：事務局から2点の提案があった。

1点目は、次回の小委員会を今月中に開催したいということ。

2点目は、それぞれの町村議会で申し合わせのある件、組織などそういった件も事務方で検討したいということだがよろしいか問う。

(次回小委員会日程等につき調整)

委員長：熱心なご協議の結果、在任特例を適用するか否か、設置選挙をするか否かの概ね2点に絞られたように思う。

次回の小委員会は、4月25日、午前10時からすこやかセンター伊野において開催することに決定。

それまでに各議会に持ち帰りご協議いただき、25日にはその2点の方向性はみたいと思っているので、よろしく願います。

委員長：閉会を宣言。

【 5 閉会 午後 3 時 4 6 分 】

上記会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

委員長

署名委員

署名委員